

# 第 14 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第14回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成30年11月27日 午後1時30分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 専門委員会委員の互選について  
日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第5 議案第1号 農地事業転用計画の変更申請について  
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第9 議案第5号 農地法の適用外であることの証明願いについて  
日程第10 議案第6号 農地に該当するか否かの判断について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 9名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨 君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	欠 員	9番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 10名）

大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
日頃市地域	木村マリ子君	綾里地域	畑中 圭吾君
越喜来地域	岡澤 成治君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

### 事務局出席者

局長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 30 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではございますが、全員揃いましたので、これより第 14 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。先日 11 月 8 日の農業委員大会は 800 人の参加で行われ、当委員会からは事務局あわせて 12 名の参加でした。たいへんお疲れ様でした。

本日の総会は、新たに就任いたしました 2 名の推進委員の方々が初めて出席されていることや、当市農業委員会が新制度に移行して 2 年目になることから、これまでの農業委員会活動に関して感じていることを話したいと思います。農業委員、推進委員の皆さんには、お忙しい中、総会への出席や農地パトロールをはじめとする現場活動や農業委員会事業の推進と円滑な運営にご協力いただいていることに深く感謝申し上げます。昨年 11 月に新しい体制への移行とともに、私も皆様のご信任により会長職を務めることになり、丸 1 年が経過いたしました。私には身に余る重責でありましたが、会議や現場活動にできる限り参加するなど、皆さんと一致協力して農業委員活動の推進に努めてまいりました。本年度の当初からは推進委員 2 名において健康上の都合により欠席が続き、7 月と 10 月に相次いで退任する事態となりました。農地パトロールなどもあって、たいへん忙しい時期ではありましたが、何とか乗り越えることができたのは皆様の協力によるものでありまして、たいへん感謝をいたしているところであります。この度、補充として新任の推進委員の方々を迎えることができまして、本当に安心しているところであり、お二人には今後、特段のご協力をお願いしたいと思います。また先月の農業委員 1 名の退任につきましても、欠員となった地域の取扱いなど、今後の運営について憂慮される事態となりましたが、農業委員全員に協力体制が共有され、皆で補っていくということで一致したところであり、たいへんありがたく、また心強く感じたところであります。農業委員会には総会の案件の調査と農地パトロールや各種イベントへの参加など、以前から多くの業務がありましたが、新制度への移行により、農地利用の最適化のための取り組みが必須業務として加わったことにより、たいへん忙しくなっております。委員の皆様は重要な仕事や役職をもっており、また家族の状況や健康上の理由により、欠席せざるを得ないような場合もあるとは思いますが、新体制発足時の気持ちを忘れず、農業委員、推進委員が強く連携して、農業者の代表あるいは農地利用最適化の推進役として農業委員会業務の推進に当たっていきたく思いますので、総会や各種取り組みにはできる限り参加していただくなど、一層のご協力を賜りますようよろしくお願いいたしまして、私からのあいさつといたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長より報告をお願いをいたしま

す。

○事務局長（千葉譲君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月10月26日開催の第13回総会以降の経過報告でございます。第13回総会では推進委員2名の委嘱が承認され、総会終了後、委嘱状の交付を行うとともに、農業委員会制度等について研修を行なったところであります。また先ほど、会長のごあいさつにもありましたが、農業委員の欠員について協議が行なわれたところであります。協議の結果、佐々木委員の担当していた区域については、残された農業委員全員で分担して受け持つということで、了解されたところであります。具体的には議案と一緒に送付しております資料の担当地域区分表をご覧いただきたいと思っております。12月27日から28日までの2日間にわたりまして、第28回大船渡市産業まつりと農業まつり、気仙地区スギ祭りが開催されました。市が開催した椿ブースにご協力いただきました熊谷農業委員、金野農業委員、細谷補佐、それから駐車場係として従事した山崎主事には、たいへんご苦労さまでございました。11月1日には岩手県都市農業委員会優良先進地視察研修があり、会長と私が参加しております。宮城県の株式会社ヒルズと古川農業試験場を衷心に視察研修を行なってまいりました。株式会社ヒルズでは、養豚を中心としながら、独自産業化により収益の拡大を図っている企業で、直売所やレストランの経営、それから特許の取得による土木の製造販売、体験農園など、経営の多角化に加えまして公共施設のネーミングライト取得、入場料無料の動物園の入場など、地域との良好な関係づくりや企業価値を高める活動にも積極的に取り組んでいるとのことでございました。生産から販売まで一貫して行いコストを把握することで、農業の最も弱い部分名である価格決定件がもてるという社長さんの身言葉が印象に残りました。また古川農業試験場では、稲作を支えている新品種の開発などの研究と、その成果について研修を受けました。一つの品種が市場に出回るまでには、約10年の期間が必要なことや、開発した新品種はササニシキや一目惚れをはじめ、品種等の種類だけでも46種類にのぼるということでございました。最近では伊達政宗と金のいぶきがブランド米として注目されているとのことでございます。11月7日に行われました市政功労者表彰式には、会長と私が出席しております。元農業委員会で農政委員長を務められました上部泉さんが地方自治功労者として表彰されております。11月8日には都南文化会館において岩手県農業委員大会が開催され、当市からは農業委員、推進委員、事務員をあわせて12名が参加いたしました。藤原農業委員、畑中推進委員、それから鈴木前会長が農業委員等活動表彰を受賞されております。なお本出張において市のバスの故障によりまして帰庁が遅れるなど、参加者の皆様にたいへんご迷惑をおかけしたところであり、この場をお借りしましてお詫び申し上げたいと思っております。11月12日開催の第32回岩手県農業会議常設審議委員会には菊地会長が審議委員として出席しております。また11月25日には市長選挙が行われております。

次に本日の総会以降の行事予定についてであります。11月29日に東京都で開催される

全国農業委員会会長代表者集会には会長と細谷補佐が出席いたします。また翌日開催されます。また本県選出国會議員政策要請懇談会と同日開催の農業者年金加入推進セミナーにも引き続き出席する予定となっております。12月5日から6日まで盛岡市で開催される平成30年度市町村会長職務代理者・部会長研修会には、熊谷会長代理、農地専門委員会副会長の鈴木農業委員、それから農政専門委員会の藤原農業委員、細谷補佐が出席することとしております。12月11日から12日まで盛岡市で平成30年度農業経営者セミナーには中村農業委員と藤原農業委員、羽根川係長が出席することとしております。12月13日に開催される第33回岩手県農業会議常設審議会には、審議委員である菊地会長と細谷局長補佐が出席することとしております。次回の第15回農業委員会総会は12月21日の午後4時からの開催ということでございますが、県の農業会議の要請もありまして、総会前の3時から農地利用最適化検討会を開催いたします。検討会には県農業会議の三浦部長が出席され、現状と課題についてお話ししていただくこととしております。各地区の推進班からも、これまでの取り組みの状況や今後の取り組み等について報告していただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後に総会後の午後6時から三陸の高帆において、平成30年農業委員会忘年会の開催します。詳しくは事務連絡でご案内しますが、皆さまこぞってご参加くださるようお願いいたします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名します。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、専門委員会委員の互選についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局長（千葉譲君） それでは私から説明させていただきます。議事日程第3、専門委員の互選についてを見ていただきたいんですが、大船渡市農業委員会専門委員会設置規程である2条第2項の規定による専門委員会委員の選出を行う。提案理由、平成30年10月26日付けで大船渡市農地利用最適化推進委員2名が辞任したことに伴い選出するもの。

開いていただきまして大船渡市農業委員会専門委員会設置規程をご覧いただきたいと思えます。本市農業委員会では、総会において付託された議案及び会長の諮問機関として農地と農政の二つの専門委員会を設置しております。各委員会の所掌事務につきましては第2条に規定されております。第2条では専門委員会委員数は、農地、農政それぞれ10名以内となっており、農業委員と推進委員の中から総会において選出されることとされております。

次に4ページの委員名簿をご覧いただきたいと思えます。番号それから役員名の次に、現在各委員の所属する専門委員会を記載しております。昨年11月の新体制発足時に委員20名全員が10名ずつに分かれて、どちらかの専門委員会に所属していただいたところであります。委員の辞職によりまして、現在は専門委員も農地8名、農政9名、計17名となっておりますが、10月に推進委員の欠員補充として、大船渡地区の尾形正男推進委員と三陸地区の菊地久寿推進委員が新たに委嘱されたことから、この2人について本総会において専門委員会委員に選任していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは専門委員の互選方法についてご意見がございましたらお願いします。

○3番（古内嘉博君） この名簿のとおりでいいんでしょう、出されたやつ。

○議長（菊地英浩君） 推進委員は入っていないんです。

○局長補佐（細谷真実君） 今までの委員はこの名簿のとおりでよろしいかと思うんですけども、尾形さんと菊地さんの分の。

○3番（古内嘉博君） ここにあるのは尾形さんと菊地さんは入っているんだけど、これで駄目なの。

○議長（菊地英浩君） 農地、農政の。

○3番（古内嘉博君） ああ、そうか。農地、農政のどちらかにするか。はい、わかりました。ごめんなさい。

○議長（菊地英浩君） ただいま事務局案という声がありました。お諮りいたします。専門委員会の人選について事務局に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは事務局に人選をお願いすることとします。専門委員会委員に人選について事務局からお願いします。

○事務局長（千葉譲君） それでは事務局一任ということですので、私から提案さ

せていただきたいと思います。現在の専門委員会委員の構成につきましては、新体制発足時に農業委員と推進委員の人数や担当地域のバランス、男女比等を考慮して選任したところであります。新しい委員につきましてもその趣旨を尊重して、担当地域の前任委員が所属していた委員会に所属していただくことが望ましいものと思っておりますので、農地の専門委員会委員には前任の渡邊岳夫委員の担当地域を引き継いだ菊地久寿推進委員、農地専門委員会委員には前任の後藤達生推進委員の担当地域を引き継いだ尾形正男推進委員ということでご提案させていただきたいと思います。以上です。

○議長（菊地英浩君） ただいまの事務局提案にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。よって、菊地久寿推進委員を農地専門委員会委員に、尾形正男推進委員を農政専門委員会委員に選任することと決定いたします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は5件です。1番、相続による権利の取得。10月17日届出、10月18日受理。2番、相続による権利の取得。11月7日届出、11月7日受理。次のページをお開きください。3番、相続による権利の取得。10月12日届出、10月15日受理。4番、相続による権利の取得。10月24日届出、10月24日受理。5番、相続による権利の取得。10月25日届出。10月29日受理。届出は以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。古内嘉博委員。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。3ページの4番なんですけれども、農地中間管理機構でかなり集積したと思うんですが、これも相続人が相続っていうんだか、耕作するんでしょうか。

○議長（菊地英浩君） 中間管理機構の方はまだ誰が耕作するかというのははっきり決まっていないんです。これは被相続人の持っている農地を息子さんが。

○3番（古内嘉博君） それはわかっている。それ以外で管理機構であるでしょう。その分はまだ誰がやるかというのはわからないということですか。

○議長（菊地英浩君） まだ決定していないっていうか、はっきり決まっていないということです。

○3番（古内嘉博君） 最悪の場合、穴があいた場合はどうなるんですか、決まらない場合。

○議長（菊地英浩君） 担い手が何人もいるので、みんなして、誰か彼が耕作するっていうことになると思うんですけれども、まだその話し合いすらまだない状態なんで、はつき



りしていないということです。これから春までには、2月までには決まってくるとは思いますが、先ほど申し上げた通りです。

○3番（古内嘉博君） わかりました。

○議長（菊地英浩君） その他ありませんか。岡澤成治委員。

○三陸地域越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 岡澤です。番号1番のですね、間違いはないですか、これで。

○局長補佐（細谷真実君） 申し訳ございません。誤植でした。訂正してお詫びいたします。このまま議案の訂正をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、当初の目的は仮設物置、仮設休憩所、車庫であり、平成28年12月13日付け大船渡市農業委員会指令第5-80号により平成27年10月1日着工追認案件で許可しております。農振農用地として最大の3年間の許可をしております、平成30年9月30日までの一時転用としておりましたが、この度、移設地が見つからず、平成32年3月31日までの期間延長を申請するものです。これも追認案件であり始末書を徴しております。農振農用地3年以上の使用となりますので、大船渡市に対して市の農振計画に支障を及ぼす恐れがないかを意見を求めることとなります。この案件に対し意見を求めたところ、支障なしとの回答が出ております。なお本件については二度の追認であり、厳しく指導をし、移設スケジュールを提出させ、延長期間も最低の1年間としております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から説明をお願いします。それでは議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第1号農地転用計画の変更申請の報告を行います。現在は取り付け道路があり、その先に物置に使っている建物と車庫があり、当初の計画どおり使用してまいりました。平成28年12月13日、大船渡市農業委員会指令第5-80号による平成27年1日着工を追認案件で、平成30年9月30日までの一時転用だったものを、平成32年3月31日まで延長したいということでした。11月21日午後1時20分頃、熊谷委員とともに貸付人の母親から延長申請した経緯について話を聞いてきました。それによりますと、貸付人と借受人は親戚で、前回の申請で、もともとあった物置を一部増築して荷物を保管し車庫をつくり使用してまいりました。しかし転用期間中に荷物を保管するための新しい場所が見つからないので、延長して貸してほしいと

言われ申請したということでした。しかし申請地は農業振興地域内、農用地域内であるため、今回に限りで、次回の延長申請はできないことを伝えてあります。以上、よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案に入る前に追加事項がありますので、加筆をお願いします。なお調査書の方は本日改めて配付しておりますので、差し替えをお願いいたします。差し替えて配付してあります。

それでは改めて議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、権利種別、申請人の順に読み上げます。1番、耕耘機1台を所有しております。2番、トラクター、ブロードキャスター、田植機、運搬車それぞれ1台を所有しております。譲受人は地域の担い手となっており、今年度の農地利用の担い手に計上されます。なお詳細につきましては事前に配付された調査書に記載されています。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第2号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請1番について報告をいたします。11月22日午後3時頃、熊谷委員とともに譲渡人に会いまして話を伺い、現地の確認を行なったところ、1筆は草刈り等も行われ管理されています。1筆は柿の木が植えられ、下草も刈り取られ管理されています。1筆は野菜が植えられ耕作されていて、いずれの土地も管理されています。今回、申請の経緯として譲渡人は譲受人の妹で、譲受人が自宅を離れて暮らしていた時、父親が農業者を貰うため、同居していた譲渡人に農地の名義を変更しました。そして結婚して他家へと継いだ後も耕作を行っていたそうです。やがて譲受人が帰ってきて勤めていましたが、退職したのでいろいろ話し合い、今までは譲渡人が耕作していましたが、譲受

人が農業ができるようになったこと、農地が家の側にあることなどから、譲渡人は実家に土地を返そうと思い、今回の申請になったそうです。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について2番鈴木力男農業委員からお願いいたします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。議案2号の2番についてご説明いたします。昨日、聞き取りと現地確認をした結果をご報告いたします。貸付人に聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。貸付人は昨年まで水稻を作付けしていましたが、高齢のため今年はや付けを休んだとのことです。経営規模の縮小を考え、借受人に貸すことを決めたそうです。借受人宅を訪問しましたが、本人が不在で奥様から話を聞きました。借受人は経営規模拡大を考えていて、借地は条件が良いことから借りることにしたとのことです。来春から作付けをすると話していました。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第3号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。

1番、転用目的、施設等、水路。転用理由、北側に位置する水路の一部を廃止することによる代替水路として利用する。2番、転用目的、施設等、法面。転用理由、西側建設予定の道路を保護するための法面として利用する。立地基準については、いずれも第3種農地

のため基準を満たしております。一般基準については金融機関からの残高証明書で資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況についての説明をお願いをいたしますが、議案第3号1番と2番については関連がありますので、一括審議とします。それでは議案第3号1番と2番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号1番と2番につきまして11月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。申請地の現状は、草刈りの管理がされている休耕田と、その法面部分であります。周辺の状況ですけれども、申請地の南側は申請人の所有する休耕田で、それ以外は宅地に囲まれています。申請に至った経緯ですけれども、申請人は10年ほど前から米の作付けをやめて、申請地を草刈り等の保全管理を行なってきましたが、今般、不動産会社から、申請地一帯の農地を宅地として利用したいとの申し出を受けたとのこととあります。この宅地として利用するためには通路を整備する必要があり、現在ある水路がその通路敷地となるため、申請地を代替水路及び水路の法面として撤去するということとあります。なお宅地の整備については、この後の議案第4号農地法第5条第1項の許可申請の議題となっているところであります。周囲への影響ですけれども、申請地に隣接する農地は申請人の所有する南側の休耕田のみであり、代替水路及び法面を整備することによる周囲への影響はないものと思われまます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号の1番と2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番と2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番と2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は6件で震災関連は2件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に説明いたします。1番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟（建築面積93.22㎡）、駐車場3台。津波被災したため、当該地に移転新築したい。2番、転用目的、施設等、太陽光発電パネル設置で、パネル324枚（534.6㎡）、管理用通路。転用理由、隣接する同所と一体利用し太陽光発電設備を設置する。これについては東北経済産業局設備認定済み

であり、東北電力系統連携承諾済実であることを確認しております。3番、転用目的、施設等、カーポート1棟（建築面積28.27㎡）、物置1棟。転用理由、子供たちの自転車置場がないため、現在使用の物置を自転車置場にし、別途物置を当該地に設置したい。及び現在の自宅に物置を整備するにつき、駐車場スペースを当該地に設けたい。次のページをお開きください。4番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟（建築面積67.50㎡）、駐車場3台。転用理由、現在アパート住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したい。5番、転用目的、施設等、道路及び排水路。転用理由、隣接する宅地予定地に通ずる専用道路及び排水路として北側道路・水路と一体化して利用したい。6番、転用目的、施設等、現場事務所1棟、駐車場5台、資材置場。転用理由、市道横断線道路新設工事のための現場事務所、駐車場及び資材置場として利用する。これは追認案件でありまして、始末書を徴しております。なお本件につきましては、岡澤委員の指導を受けたことを申し添えておきます。立地基準につきましては、1番から5番は第3種農地のため、6番は一時転用のため許可基準を満たしております。一般基準につきましては、資金については金融機関からの残高証明書、融資証明で資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第4号の1番と2番については関連がありますので、一括審議といたします。では議案第4号1番と2番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。25日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の南隣の土地は、9月の総会において一般住宅建設の許可となったところとなっています。申請地の現況は休耕田となっています。譲受人は津波で被災したため、当該地に移転新築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作地はなく、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。

続いて申請番号2番について報告します。25日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は休耕畑となっています。借受人は申請地と隣接する土地とを一体利用して、太陽光発電設備を設置したいとのことでした。申請地の北側は宅地と道路であり、申請地西側には畑がありますが、日当たりなどの影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番から5番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第4号3番から5番につきまして11月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況及び周辺の状況につきましては、先ほどの議案第3号と同様ですので、省略いたします。申請に至った経緯ですけれども、まず3番につきましては、譲受人は申請地の西側、図面4ページのところの北側にありますが、子供が多く、現在自宅脇にある物置と駐車場を子供たちの駐車場と庭として利用するために、申請地に駐車場と物置を整備したいということであります。4番につきましては、譲受人は現在アパートに住んでおり、自身は自宅を建設する土地がないため、不動産会社を通じてこの土地を紹介されたということであります。続きまして5番につきましては、この2箇所の宅地へ続く通路として整備するという計画であります。周囲への影響ですけれども、申請地に隣接する農地は貸付人の所有する南側の休耕田のみでありますので、日照の阻害はないものと考えられます。3番は駐車場と物置の計画ですので排水の計画はなく、浄化槽及び排水路を整備する計画のため、排水の影響もないものと思われまゝ。以上のことから周囲農地への影響はないものと考えられます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 8ページの4番ですけれども、譲受人の住所、それから、5番の方については、これは同じ場所でないですか。アパートの名前は同じだし。

○局長補佐（細谷真実君） アパートに住んでいて、今度新築するんですね。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 譲受人の住所です。住所が違っている。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） アパートの名前は同じで、住所が違っている。

○局長補佐（細谷真実君） わかりました。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 購入した場所が隣同士ということで、同じ。

○局長補佐（細谷真実君） 申し訳ございません。ごめんなさい。住所が間違いですので、訂正をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。5条申請番号6番について報告します。借受人が大船渡市から市道新設工事を受注したため、現場に一番近い休耕田をお借りして現場事務所、駐車場として利用することになったそうです。一時転用ということでございます。なお周囲への影響等については北側は河川、南側は山林、東側は県道、西側は貸付人の土地ということで、特に影響はないものと考えられました。以上とおりの報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第9、議案第5号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 9ページをお開きください。議案第5号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

申請件数は2件で震災関連は1件です。番号、土地、面積、所有者、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、平成元年より賃貸を開始し、株式会社の建物がある。農地としての認識がないまま貸していた。始末書を徴しております。2番、東日本大震災により農地として復旧困難になり、耕作できず休耕している。災害により耕作する見込みがないと判断し提出するもの。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきまして説明をお願いします。初めに議案第5号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をします。まず1番についてですが、この案件は、この度の農地パトロールにおいて農地以外の目的で使用されていたことが確認されたもので、10月8日に所有者からの聞き取りは済んでいたものです。非農地の事由については議案書に記載のとおりで、平成元年に転用されていたものです。なお農地等以外の状態になってから20年以上経過しており、農地等として復旧することが著しく困難であると認められる土地になります。

次に2番について報告します。調査は10月22日に現地の確認を行いました。同日、電話での聞き取りを行いました。周辺の状況及び現地の状況ですが、東日本大震災の津波によって申請地を含めた付近一帯が冠水し、また申請地の北側と南側の間にあった自宅も流出しましたが、その後、現在まで瓦礫類は片付けられたものの放置された状態で、一面雑草が生い茂っていました。申請に至った経緯ですが、以前は所有者の両親が申請地を耕作していましたが、震災が発生する前に両親とも亡くなってしまったことから、その後、耕作されていないことに加え、津波により冠水したことから農地への復旧は著しく困難であるため、適用外申請に至ったとのこと。なお付近一帯に耕作されている農地はありません。このような現地の状況から、自然災害等により農地として復旧が困難な土地と判断



されます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第6号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 10ページをお開きください。議案第6号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

本日、リストを差し替えしておりますので、差し替えしたリストの方をご覧ください。非農地リストは総筆数144筆、総面積32万3,247㎡です。今回は依頼のあったものすべて今年度の利用状況調査によるものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いをいたします。初めに大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 10月19日に農業委員会事務局の山崎主事と現地を見てまいりました。車で通るのがやっとの舗装されていない山道を進んで行きますが、所在する土地は周辺の山林と一体化した状況で、従前の地目としての利用は非常に難しいものと見てまいりました。11月25、26日にこの記載の6件の所有者にお会いしてまいりましたが、いずれも皆ここで何かを耕作しようと試み網を張ったりしたのですが、鳥獣や鹿の被害に遭って耕作できない状況にありました。また途中の道も雨が降るとぬか

るんで行くことができない。そういう土地の状況にありました。今後、農地として考えていないということでした。以上です。よろしくお願いします。

○議長（菊地英浩君） 次に大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。農地に該当するかどうかの判断 11 番から 27 番について報告いたします。いずれの土地も 30 年から 40 年くらい前に耕作しなくなったようです。現在は農業の後継者もなく荒廃地化しています。また樹木が生い茂っていて山林のようになっているところもあり、農地として復活させるのは難しいものと思われます。40 年ぐらい前からといいますと、ちょうど養殖ワカメが軌道にのってきたところで、農業に手をつけられなくなった家もあったのではないかと思います。また 12 番から 15 番までなんですけれども、この土地に関しては 20 年ぐらい前に耕作放棄されていた土地を購入し、菌床しいたけの栽培を行おうとしたということです。しかし元の所有者が養豚を行っていたことや水道設備がないことなどによって土地の造成の認可が降りなかったということで放置していたということです。こういう条件等もあり、末崎町の土地に関しては荒廃地になってしまっていると思われます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に 3 番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3 番(古内嘉博君) 3 番古内です。28 番から 41 番の番号を振ってるところなんです、28 番から 32 番は新地区になります。農道の上で、上下なんですけれども、耕作している本人の高齢化、それから鹿等の被害などによる耕作意欲の減退により、10 年から 10 数年、山林については 50 年ぐらいになるということでしたけれども、そういうことで耕作畑状態ではないと。完全な山林になっている状態です。それから 33 番から 41 番については、これも今のようなことで高齢化、それから畑が平準とか、それから農道がなくて軽トラも入らないということで、20 年前から山林状態になっているということで、もう二度と畑には戻らないような状態の土地でした。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野八重子です。42 番と 43 番について調査報告いたします。10 月 31 日午前 9 時頃、事務局の山崎さんと現地の確認をし、土地所有者の方から話を聞きました。42 番は、現地の北側は山林になっています。南側、東側、西側は宅地です。土地所有者は高齢になり、数年前から草刈りを頼んでいるが、今年は忙しいのか、まだ来ていないようだと話していました。また、その場所に行くには道路がないため、別家の敷地を通らなければいけないと話していました。43 番は、土地所有者は土地を売った時に、その 43 番まで全部、そこまで全部買ってもらうよう要望したんですが、予算の都合がつかないとかで買ってもらえなかったと言っておりました。今は高齢になり草刈りも大変になってきたということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に 7 番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。調査の報告をいたします。番号の44、45、所有者は亡くなっております。現在は長男も亡くなっておりまして、嫁さんが一人暮らしでございます。直接会ってお話しを聞きました。現況は背丈ほどに伸びた雑種地と山林の土地になっています。今後、農地として利用しないとのことでもございました。然るべき手続きをお願いをしたいということをおっしゃいました。番号46、所有者はなかなか所在がつかめなかったんですが、事務局をお願いしまして、わかりました。現況は雑木交じりの雑種地というふうに見てまいりました。今後、農地として利用する考えはないとのことでもありました。番号47、所有者は農地としての活用は考えていないとのこと。現況は雑種地であります。番号48、52、所有者の畑は山林化しておりました。高齢世帯でございまして、奥さんも畑はとても作れないということで、農地から外してほしいとのことをおっしゃいました。番号49、50は所有者は既に亡くなっております。畑、田ともに山林化しております。お嫁さんに確認をしたところ、農地としての利用はしないので、手続きの方をよろしくお願ひいたしますということをおっしゃいました。番号51、所有者も既に死亡しておりまして、息子さんが一人暮らしでございます。手が回らないとのことでも現況は雑種地。畑として利用しないとのことでもございました。番号53、55、所有者の畑は自宅の南側なんですが、隣接する山林と同じように竹や雑木の林になっていました。今後も農地としての活用は考えていないとのことでした。番号54、所有者の畑は自宅側の急傾斜地に杉が植林されました。自宅に近いところはきれいに草刈りしてありますけれども、農地としての活用は考えていないとのことでした。いずれも中山間地特有の地形であり、農地中間管理機構などの事業では難しいものと判断してまいりました。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。番号85番まで30筆ということになります。個別の説明は避けますけれども、私のパトロール単独で行って、とても怪しいなということとっておいた部分を事務局山崎さんと3回に分けてパトロールというか、確認をしてきた部分です。いずれも荒廃地化が進んでおりまして、とてもこれから復活できるということにはならないものと見てきております。特に皆さんにちょっとお話し、披露したいことはですね、親父さんが60年くらい前に買って、自分はそこに40年以上も行ってない。どこにあるんだかもわからないという方もありました。このようにですね、相続してもほとんど行ってないという部分が結構ありますし、あと今は亡くなって、自分はまだお金、給料取りするということで、畑、田んぼ、ほとんど草茫茫と荒廃しているというのが現状でした。いずれそういう方も大きな特に開拓地というような奥地の方はですね、ほとんどもう荒廃地化して、既に雑木が生がっているというようなところが、この他にも今回回らない方がまだ結構ありまして、最終的には50筆ぐらいではないかなというふうに思います。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に10番菊地から説明いたします。86番から97番までの説明をいたします。86、87は工事車両が走るため碎石を敷きならして使用していて、現在、道路

の法面に作られました細い延びた土地がありますが、碎石を敷いた状態です。この土地は地権者も農業をするつもりはないようですので、今回、非農地としたいということを聞いております。88番の農地になりますが、隣接する畑が道路に取られ、細く長いところとなっております。89、91、92、94、95、これは雑木林となっております。相続した時点で既に雑木林となっており、農地にするのは困難であります。90は地区の圃場整備の時に残土捨て場として利用した場所です。所有者は仙台に住んでおり、高齢であります。担当者には農地なので着土する必要があるということは言っておりますが、そのままになっておりました。93は被災農地で、表土が流され、工事でも表土が使われたと言っております。大きな石がごろごろしていて、柿の木を植えました。塩水をかぶり柿の木も死んでしまったということで、今現状は萱が生い茂っております。96は防火水槽が設置してあるところで、今まではその他として処理しておりましたが、今回、非農地判断ということで申請しました。97は道路の法面です。道路を付けた時に畑が崩れて、道路が畑と段々の法面になったということです。このように農地としての使用は困難と見てきました。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸地区吉浜地域菊地久寿推進委員からお願いします。

○三陸地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。10月30日に山崎主事と現地を確認してまいりました。元々平地が少なく、戦時中、急傾斜地で麦や芋の栽培をしたこともあるみたいですが、戦後30年までに木材の需要に応えるため、傾斜地の畑に植林されたとのこと。しかし木材価格の低迷などで放置され、大きく成長したもののようであります。漁業を営む家が多く、ワカメ養殖等が忙しく、安定性が悪い田んぼについては耕作しなくなったということでもあります。どの所有者も農地として回復させる意思はないとのこと。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号について本委員会において全て農地に該当しないことを定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第14回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から事務連絡事項がありますので、ご着席願います。

午後 2 時 48 分閉会